

令 4 障害者支援第 5 3 6 号  
令和 4 年(2022 年) 1 0 月 1 1 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の制定について

障害福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、県では、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とする「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を令和 4 年 1 0 月 1 1 日に公布し、下記のとおり施行することとしました。

本条例においては、とりわけ、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者による合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害を理由とする差別に関する事案について、市町及び県への相談を経てもなお解決を図ることができない場合に障害者からあっせんの申立てをすることができる等の紛争解決の仕組みを整備するものとしています。

ついては、条例の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますとともに、傘下団体・所属会員に対して広く周知くださるようお願いいたします。

記

1 施行日

公布日施行（令和 4 年 1 0 月 1 1 日）。

ただし、事業者による合理的配慮の提供の義務化及びあっせんの申立て等の紛争解決の仕組みに係る部分は令和 5 年 4 月 1 日。

2 ホームページ掲載先

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/178015.html>

障害者支援課 在宅福祉推進班  
担当 金子・河村  
TEL : 083-933-2764 FAX : 083-933-2779